

第五号様式中「氏」を「氏」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第六号様式中「合併する法人の名称及び代表者の氏名」を「合併する法人の名称及び代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第七号様式中「分割する法人の名称及び代表者の氏名」を「分割する法人の名称及び代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第八号様式中「氏」を「氏」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第九号様式中「氏」を「氏」に改め、(備考)2を削り、(備考)1を(備考)とする。

第十号様式中「氏」を「氏」に改める。

第十五号様式中「氏」を「氏」に改め、(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

附則 (施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第三号

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五条第一項の規定に基づき、浄化槽工上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

浄化槽工上の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正する省令

正する省令 環境大臣 小泉進次郎

浄化槽工上の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和六十年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「画」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

○外務省告示第四百八十九号

平成二十九年十二月十八日に東京で、第二次エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。この交換公文は、平成三十年七月十八日に効力を生じた。

1 協力の目的及び内容 第二次エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 九億九千三百万円

3 贈与の供与期限 令和四年十月三十一日

4 署名者 日本側 河野太郎外務大臣

エジプト側 サハル・ナスル投資・国際協力大臣

令和二年十二月二十三日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四百九十号

令和二年十二月二日にニューヨークで、イエメン共和国におけるアデン県及びハドラマウト県における紛争の影響を受けた小規模漁業世帯の生計及び能力再建計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 アデン県及びハドラマウト県における紛争の影響を受けた小規模漁業世帯の生計及び能力再建計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億七千万円

3 署名者 日本側 石兼公博国際連合日本政府代表部大使

国際連合開発計画側 サラ・ブール アラブ局長代行

令和二年十二月二十三日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四百九十一号

令和二年十二月七日にローマで、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億円

3 署名者 日本側 大江博在イタリア大使

世界食糧計画側 アミール・アブドラ副事務局長

令和二年十二月二十三日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四百九十二号

令和二年十二月一日にセントジョージズで、グレナダ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグレナダ政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 二億円

3 署名者 日本側 平山達夫在グレナダ大使

グレナダ側 オリバー・ジョセフ外務・国際ビジネス・カリコム担当大臣

令和二年十二月二十三日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四百九十三号

令和二年十二月四日にラバースで、ポリビア多民族国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がポリビア多民族国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 五億円

3 署名者 日本側 伯耆田修在ポリビア大使

ポリビア側 ロヘリオ・マイタ・マイタ外務大臣

令和二年十二月二十三日 外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第二千四百九十八号

種苗法(平成十年法律第八十三号)第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和二年六月十五日に消滅したものとみなされる。

令和二年十二月二十三日 農林水産大臣 野上浩太郎